

## 信用金庫業界における被害者救済に向けた取組み

～実務担当者からの意見と官民一体となった取組みに向けて～

私たち信用金庫業界からは、①実務担当者の視点から見て、被害資金回復について現在何が問題となっているか、②その解決に向けて信用金庫業界として何ができるのか、そして民間金融機関としては限界があるので、③政府・関係機関の力をお借りして、官民一体となって実施することが可能な取組み——といった3点について意見を述べさせていただきます。

### 1. 被害者への被害資金回復のための取組み

#### (1) 現状の課題

- 振り込め詐欺救済法の認知度の低さ
- 不確実な被害者の情報内容
- 被害者自身による申請拒絶の申出
- 被害者が多数に上る場合の負担

## (2) 課題解決に向けた信用金庫業界の取組み

- 振り込め詐欺救済法に関する周知活動の強化
- 被害申請を促すための取組みの一層の強化

## 2. 官民一体の取組みの実施に向けた関係機関への要望

- 複数の媒体を利用した政府・関係機関による周知活動の強化
- 被害者情報を提供するスキームの構築

## 3. 最後に ～振り込め詐欺の未然防止のために～

以 上

ご静聴ありがとうございました。

# 振り込め詐欺に ご注意!

振り込め詐欺の被害が  
増加しています。

還付金がありますので  
指示に従って  
ATMを操作して下さい。

至急□×□○に  
振り込んで下さい!

このような電話があったら  
まず、事実を関係者に確認するとともに、  
身近な人・最寄りの交番・警察署・  
金融機関等に相談してください。

## 手口は巧妙化しています。

～最近多くなっている事例～

- サラ金等借金の返済、会社でのトラブル・横領等の補てんのためといってお金を振り込ませる(オレオレ詐欺)
- 公的機関を装い、還付金の受取りのためといってATMの操作を誘導し、お金を振り込ませる(還付金詐欺)

※公的機関が、電話によりATMの操作を指示し、還付を行うことはありません。



振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る、**振り込め詐欺救済法**(犯罪利用預金口座等に  
係る被害回復分配金の支払等に関する法律)が施行されております(平成20年6月21日)。

- 具体的な犯罪利用口座は、預金保険機構からインターネットを利用して順次、公告されます。
- 公告前でも、振込先の金融機関にお客さまのお名前、ご連絡先等をお申し出いただければ、返還が受けられる場合には、順次、振込先の金融機関から手続等についてご案内いたします。
- 詳しくは、金融庁、預金保険機構、振込先の金融機関までお問い合わせください。